

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

秋田国民年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年10月まで

私は、平成7年4月29日にA株式会社を退社してから、同年11月13日に株式会社Bで厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料については、収入が無く生活は苦しかったが、払込用紙で、毎月、C銀行かD銀行の窓口で納付していた。

払込用紙の控えは引っ越しの際に破棄してしまったが、納付していたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社を退職後に国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と主張しているところ、E市町村の記録及びオンライン記録によると、申立人が国民年金の加入^{そぎゅう}手続を行ったのは平成19年4月20日であり、資格取得は18年11月21日に遡^{さく}及して行われていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び納付した金融機関、保険料額についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

平成5年4月にA市町村B区に転入届を提出した後、同区から学生時代の2年分の国民年金の未納保険料をさかのぼって納付できる旨の通知が届いたので、同年4月か5月ごろ、保険料を持参して区役所の窓口に行ったところ、「すべての期間の保険料を納めることはできない。」と言われ、その時点で納付可能な数か月分の保険料の納付書を受け取り、庁舎内にあった銀行で数万円を納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年4月にA市町村B区へ転入した後、未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できる旨の通知を受け取り、同年4月か5月にB区役所の窓口で、その時点において納付可能な国民年金保険料の納付書を受け取り、銀行で納付した。」と主張しているところ、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料であり、通常、市町村では過年度保険料の納付書は作成しない上、A市町村において申立人の国民年金被保険者記録を入力したのは、平成8年11月18日であり、それ以前は、同市町村では、「申立人の国民年金被保険者記録について把握していなかった。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間の保険料を納付する時に、未納期間のうち数か月分しか納付できないと言われ、数万円の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が納付したとする平成5年4月時点では、申立期間の国民年金保険料は、すべて過年度保険料として納付可能である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月から30年5月1日まで
② 昭和31年6月から32年9月まで

申立期間①について、私は、昭和26年11月から30年9月末まで、A株式会社で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が、30年5月1日から同年9月30日までしかない。当時は会社の寮に入り、入社してから運転免許を取得したことを覚えている。

申立期間②については、B株式会社で働いた。平成21年11月に同社の社長に電話したところ、「厚生年金保険に加入していたはずだから調べてもらうように。」と言われた。

いずれの期間も働いていたのは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和26年11月からA株式会社で働いていたが、厚生年金保険の記録が30年5月1日からとなっている。」と主張しているところ、同僚の証言から、申立人は、期間を特定することはできないものの、申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができないところ、申立期間①当時、同社において厚生年金保険の加入記録がある者の中で連絡がとれた二人は、「3か月の試用期間後に厚生年金保険に加入した。」、「入社してから6か月後に厚生年金保険に加入した。」と証言し、別の一人は、「従業員の中には、厚生年金保険に加入しない者もい

た。」と証言していることから、申立期間①当時、A株式会社では、入社後、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「A株式会社に勤める前に勤務した、C株式会社から交付された厚生年金保険被保険者証を、A株式会社に入社した際に提出したので、入社後すぐに厚生年金保険に加入したはずだ。」と主張しているところ、A株式会社での申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、C株式会社での申立人の記号番号とは別番号であることが確認でき、入社後直ちに厚生年金保険の加入手続が行われた事実は確認できない。

さらに、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人の氏名は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B株式会社には昭和 31 年 6 月から勤務していた。」と主張しているところ、複数の同僚の証言から、申立期間②のうち、32 年 1 月から同年 9 月までの期間においてB株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社では、「申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の状況は不明である。」と回答しているところ、当時の複数の元従業員は、「入社から 2 年ほど後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、同社では、申立期間②当時、2 年間の試用期間後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 29 日から 52 年 8 月 10 日まで

私は、叔母の紹介で、昭和 51 年 11 月から 52 年 8 月 9 日まで、A市町村のB株式会社のC課で働いた。同社での厚生年金保険の記録は 51 年 11 月の1か月しかないが、52 年 8 月 9 日までの雇用保険の記録があり、働いていたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社では、「厚生年金保険、健康保険及び厚生年金基金の資格取得届出及び喪失届出用紙は3枚複写式を使用していた。」と回答しているところ、企業年金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳の申立人に係る記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社が保管する申立人に係る厚生年金保険台帳の記録もオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「昭和 51 年 12 月の給与から保険料控除額が増えて手取り額が少なくなったので、会社に雇用保険だけにしてほしいと言ったところ、会社から実家で加入していた国民年金の手帳を提出するように言われ、翌年の1月に提出した。」と述べている上、申立期間について、D市町村において国民年金及び国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 31 日から 55 年 8 月 1 日まで
② 昭和 56 年 7 月 31 日から 57 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 57 年 5 月 11 日から同年 9 月 21 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日に A 有限会社に入社し、57 年 9 月 20 日に退社するまで継続して同社に勤務した。申立期間は、私一人で社会保険関係の事務を担当していたが、会社が厚生年金保険を脱退する手続を行った記憶は無く、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 有限会社に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、同社における雇用保険の記録は昭和 54 年 12 月 30 日までの期間であり、申立期間①の一部を含む、55 年 4 月 25 日から同年 8 月 31 日までは B 有限会社において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、商業登記簿により、A 有限会社と B 有限会社は別事業所となっているところ、A 有限会社の元事業主は、「申立期間①の途中で社名を変更したが、申立人は継続して勤務していた。」と証言している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、A 有限会社は、昭和 54 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B 有限会社においては、厚生年金保険の適用事業所となったのは、55 年 8 月 1 日であり、申立期間①当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 有限会社の元事業主は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなか

ったと思う。」と証言している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A有限会社に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立期間②の一部を含む、昭和56年9月1日から57年11月10日までA有限会社において雇用保険に加入していることが確認できる。

また、前述の元事業主は、「申立期間②の途中で社名を変更したが、申立人は継続して勤務していた。」と証言している。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B有限会社は昭和56年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、A有限会社においては、再度、厚生年金保険の適用事業所となったのは、57年3月1日であり、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の元事業主は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間については、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と証言している。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録及び前述の元事業主の証言から、申立人は、当該期間においてA有限会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の陳述及び前述の元事業主の証言によると、申立期間③当時、A有限会社の給与事務及び社会保険の事務担当者は申立人のみであったことが確認できるところ、申立人は、「自身の資格喪失手続や健康保険証の返納については行った記憶が無い。」と主張しているものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和57年5月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月10日に健康保険証を返納していることが確認でき、申立期間③当時、同社において社会保険の事務担当者であった申立人が、自身の健康保険証を返納しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失を認識していなかったとは考え難い。

- 4 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 11 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 5 月 11 日から 55 年 3 月末まで、A事業所のB職として勤務した。

厚生年金保険の加入の説明が無かったので、国民年金に加入し保険料を納付していたが、昭和 55 年の 1 月過ぎに、A事業所から、「事務手続のミスがあり、厚生年金保険の加入手続を昭和 54 年 5 月にさかのぼって行い、保険料を納付するので、2 月と 3 月の給料が一部しか支払われなくなるが了承してほしい。」と言われ、後日、A事業所の事務長から手続が完了したと言われたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所が保管する資料から、申立人は、申立期間においてA事業所にB職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所では、「申立期間当時、B職は、厚生年金保険の加入対象ではなかった。」と回答し、申立期間当時、A事業所に勤務していた事務職員は、「職員の社会保険の事務は、A事業所ではなくC事業所が一括して行っていた。」と述べているところ、申立人が申立期間当時、B職として勤務していたと記憶する同僚は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が記憶する上記の同僚は、「A事業所に勤務している間に厚生年金保険の加入についての説明は無かった。申立期間当時は国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と証言している上、オンライン記録から、

A事業所の職員一覧に記載されているB職5人（前述の同僚を含む。）は、B職として勤務していた期間において、いずれも厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。